

電気通信事業法第27条の3等に関するガイドライン（一部抜粋）

2 定義

(2) 改正法等における略称

[以下の定義を追加]

スマートフォン	電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話を可能とする機能を有する移動端末設備であって、タッチスクリーン（映像面を有する入出力装置であって、当該映像面に使用者が触れることにより入力が行われるものをいう。）を有するもの（フィーチャーフォンに該当するものを除く。）	報告規則第1条第2項第22号
フィーチャーフォン	電気通信番号規則別表第四号に掲げる音声伝送携帯電話番号を使用した音声伝送役務による通話の利用を可能とする機能を有する移動端末設備であって、文字等を入力するための物理的なキーボードを有するもの	報告規則第1条第2項第23号
タブレット	データ伝送役務によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動端末設備であって、タッチスクリーンを有するもの（スマートフォン、フィーチャーフォン及びモバイルルータに該当するものを除く。）	報告規則第1条第2項第24号
モバイルルータ	データ伝送役務によるデータ通信を可能とする機能のみを有する移動端末設備であって、主として他の端末機器のデータ通信を媒介するために用いられるもの	報告規則第1条第2項第25号

[追加]

8 その他

(1) 概要

MNO及び契約数 50 万以上 のMVNO並びに禁止行為の対象となる電気通信事業者等は、報告規則に基づき、禁止行為の対象となる電気通信事業者の指定に必要なデータ、禁止行為に係る契約や利益の提供に関するデータ等について報告が必要である。

(2) 必要な報告

- ① MNO及び報告年度末における契約数 50 万以上 のMVNOが報告する必要があるもの（報告期限：毎報告年度経過後 1 月以内）
移動電気通信役務に係る契約等の状況報告【報告規則第 2 条の 3（様式第 20 の 4）】。

報告事項は、次のとおりである。

- ・ 移動電気通信役務の契約数
- ・ 役務指定告示において携帯電話サービス及びBWAサービスであって移動通信役務に含まないこととしている各電気通信役務の契約数
- ・ 特定関係法人である電気通信事業者（移動電気通信役務を提供している者に限る。）の名称等

- ② 移動電気通信役務を提供する電気通信事業者が報告する必要があるもの（報告期限：毎四半期経過後 2 月以内）

- ア 移動電気通信役務の新規契約数等報告【報告規則第 2 条の 4（様式第 20 の 5）】

報告事項は、次のとおりである。

- ・ 移動電気通信役務の提供に関する契約を新たに締結した数、更新した数、解除した数（月別）
- ・ 報告対象期間の末日における移動電気通信役務の提供に関する契約の数（月別）

新規契約及び契約解除の数については、番号ポータビリティによるものの記載を要する。

これらの報告事項については、合計数に加え、主としてスマートフォンに対して適用することを想定している料金その他の提供条件に係るものについても記載を要する。

報告の様式について、MNOであるMVNOは、MNOとして提供している移動電気通信役務（MNOとして提供しているものとMVNO

として提供しているものを一体として提供しているものを含む。)に係るもの及びMVNOとして提供している移動電気通信役務に係るものごとに別葉とすることを要する。

イ 移動電気通信役務に係る収入状況報告【報告規則第2条の5(様式第20の6)】

報告事項は、移動電気通信役務の提供に関する契約により利用者から得た収入¹(月別)である。割引を行った場合には割引後の額とする。

この報告事項については、「音声伝送役務に係る収入」及び「データ伝送役務に係る収入」に区分して記載すること。なお、「音声伝送役務に係る収入」及び「データ伝送役務に係る収入」については、第二種指定電気通信設備接続会計規則(平成23年総務省令第24号)別表第3に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦し算出すること。

また、「音声伝送役務に係る収入」及び「データ伝送役務に係る収入」については合計数に加え、主としてスマートフォンに対して適用することを想定している料金その他の提供条件に係るものについても記載を要する。

報告の様式について、MNOであるMVNOは、MNOとして提供している電気通信役務(MNOとして提供しているものとMVNOとして提供しているものを一体として提供しているものを含む。)に係るもの及びMVNOとして提供している移動電気通信役務に係るものごとに別葉とすることを要する。

ウ 違約金等の定めがある契約の提供状況報告【報告規則第2条の6(様式第20の7)】

報告事項は、次のとおりである。

- ・ 違約金等の定めがある契約の総数並びに違約金等の定めに係る期間別及び更新の有無別の契約の数(月別)
- ・ 違約金等の発生件数及び発生額(月別)
- ・ 特定経済的利益の提供件数及び提供額並びに剥奪件数及び剥奪額(月別)

これらの報告事項のうち違約金等の定めがある契約の総数の欄には、

¹ 音声伝送又はデータ伝送のための定額料金及び従量料金のほか、通話料金が無料になるオプション、月間データ通信料を増やすオプションなど音声伝送又はデータ伝送のオプションの利用料も含む。

施行日の前日までに締結した違約金等の定めがある契約のうち違約金等の定めに係る期間が2年を超えるものが計上されるため、当該総数とそれ以外の欄の合計値は一致しないことがある。

エ 一定期間利用割引等の提供状況報告【報告規則第2条の7（様式第20の8）】

報告事項は、移動電気通信役務の提供に関する契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる経済的利益の提供件数及び提供額の合計数（月別）である。

オ 届出媒介等業務受託者への支払金支出状況報告【報告規則第4条の3（様式第23の3）】

報告事項は、自らが提供する移動電気通信役務に関する契約の締結の媒介等を行う届出媒介等業務受託者に対する支払金支出額、販売奨励金支出額並びに販売等支出額のうち新規契約に係るもの（内数として番号ポータビリティによるものを別掲）及び端末販売に係るものの内訳（月別）である。

内数としての番号ポータビリティによるものは、番号ポータビリティのみを条件として行う支払金等、分計可能なものを再掲する。

カ 移動端末設備の製造事業者への支払金支出状況報告【報告規則第4条の4（様式第23の4）】

報告事項は、移動端末設備の製造事業者に対する支払金支出額²（月別）である。

支払金支出額には、移動端末設備の対価として支払うものは含まない。

キ 移動端末設備の取扱状況等報告【報告規則第4条の7（様式第23の7）】

報告事項は、次のとおりである。

- ・ 入手した端末の台数及び入手に要した費用（月別及びスマートフォン等の端末の区分別）
- ・ 売却した端末の台数及び売却により得た収益（月別及びスマートフォン等の端末の区分別）

² 例えば、移動端末設備の開発費、端末販売奨励金などが想定される。

- ・ 報告対象期間の末日における在庫端末の台数（月別及びスマートフォン等の端末の区分別）

報告事項のうち、売却した端末の台数及び売却により得た収益については、自らが提供する移動電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等をする届出媒介等業務受託者に対して売却した移動端末設備に係るものについても記載すること。

報告の様式について、新品の移動端末設備及び中古の移動端末設備ごとに別葉とする。

また、実数の把握が困難な場合には、件数及び額の欄に合理的な方法により算出した数値を、参考事項にその算出方法を記載する。

③ 電気通信事業者及び前年度末における店舗数が百以上の届出媒介等業務受託者³が報告する必要があるもの⁴（報告期限：毎四半期経過後2月以内）

ア 対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告【報告規則第4条の5（様式第23の5）】

報告事項は、次のとおりである。

- ・ 移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること及び対象設備の購入等をするを条件とした対象設備の購入等代金の割引その他の経済的利益の提供件数及び額（月別）
- ・ 新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することを条件とした対象設備の購入等代金の割引その他の経済的利益の提供件数及び額（月別）

この報告事項にはイ（様式第23の6）により報告を要する件数及び額は含めない。

イ 在庫端末等の購入等を条件とした割引等の提供状況報告【報告規則第4条の6（様式第23の6）】

報告事項は、施行規則第22条の2の16第1項第2号イからニまでに規定する利益の提供の上限の例外を適用して利益を提供した件数及び額（月別）である。

³ 店舗数は、一の届出媒介等業務受託者について、媒介等業務を委託した電気通信事業者ごとの数ではなく、総数で判断する。

⁴ 報告は、電気通信事業者又は届出媒介等業務受託者がそれぞれ、自らが約し、又は約させたものについて行う。